

令和8年第10回東大和市選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和8年8月13日（木）午前10時00分

2 場 所 東大和市役所 会議棟第7会議室

3 出席委員 （4名）西永 宣昭、北田 和雄、我妻 英市、糟谷 勝博

4 欠席委員 なし

5 事務局職員 （2名） 事務局長 一ツ木 正美

選挙係長 青木 康浩

6 出席説明員 なし

7 傍聴人 なし

8 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 第27号議案 東大和市選挙人名簿からの抹消について

第 4 第28号議案 東大和市在外選挙人名簿からの抹消について

第 5 第29号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 報 告

	午前１０時００分 開会
委員長（西永）	ただいまから、令和８年第１０回東大和市選挙管理委員会を開会いたします。
	議事日程により、議事を進行いたします。
	日程第１ 会議録署名委員の指名について、糟谷委員を指名いたします。
	次に、日程第２ 会期の決定については、本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	ご異議ないものと認め、会期は本日１日といたします。
	それでは、日程第３ 第２７号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。
事務局長（一ツ木）	日程第３ 第２７号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」を説明いたします。
	２ページをご覧ください。令和８年８月１日現在により、公職選挙法第２８条に基づき抹消するものであります。第１号該当の死亡者は７月１日から同月３１日までの間で８８人、第２号該当の転出後４か月を経過した者は３月１日から同月３１日までの間の転出者で３６０人、在外選挙人名簿への移転による第３号抹消者及び誤登載による第４号抹消者は該当がありませんでした。以上のようにして４４８人を抹消するものであります。
	３ページをお開きください。７月１日現在の登録者数は、男性３４，７２６人、女性３６，５８５人、合計で７１，３１１人でした。
	今回の抹消者数は男性２３４人、女性２１４人、合計４４８人で、差引合計は、男性３４，４９２人、女性３６，３７１人、合計で７０，８６３人となるものであります。
	お手元に抹消者一覧を配布してありますので、よろしくご審議をお

	願いいたします。
委員長（西永）	事務局からの説明が終わりました。抹消者一覧をご確認の上、ご質問等ございましたら、願いいたします。
	全委員、抹消者一覧を確認
委員長（西永）	それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（西永）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第２７号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	異議なしとのことですので、第２７号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決定といたします。
	続きまして、日程第４ 第２８号議案「東大和市在外選挙人名簿からの抹消について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。
事務局長（一ツ木）	それでは、日程第４ 第２８号議案「東大和市在外選挙人名簿からの抹消について」を説明いたします。
	５ページをご覧ください。今回、在外選挙人名簿から抹消する者は３名で、内訳は男性２名、女性１名であります。令和８年６月１日第２５号議案議決後の登録者数は男性２８名、女性４１名、計６９名でした。今回３名を抹消することにより、令和８年８月１３日第２８号議案議決後の登録者数は男性２６名、女性４０名、計６６名であります。
	お手元に抹消者一覧を配布してありますので、よろしくご審議をお

	願いいたします。
委員長（西永）	事務局からの説明が終わりました。新規登録者一覧をご確認の上、
	ご質問等ございましたら、願いいたします。
	全委員、抹消者一覧を確認
委員長（西永）	それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（西永）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第２８号議案「東
	大和市在外選挙人名簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決
	定することにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	異議なしとのことですので、第２８号議案「東大和市在外選挙人名
	簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決定といたします。
	続きまして、日程第５ 第２９号議案「東大和市議会議員及び市長
	の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条
	例について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を
	求めます。
事務局長（一ツ木）	それでは、日程第５ 第２９号議案「東大和市議会議員及び市長の
	選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
	について」を説明いたします。
	８ページをご覧ください。東大和市議会議員及び市長の選挙におけ
	る選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、
	東大和市議会に議案提案することを東大和市長に依頼するものであり
	ます。
	先に１１ページをご覧ください。

	(1) 改正の理由であります、最近における物価の変動等に鑑み、
	衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動
	用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを目的
	に、令和7年6月4日に公職選挙法施行令の改正が施行されました。
	これに準じて、東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用
	のビラ及びポスターの公費負担額を引き上げるため、東大和市議会
	議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
	を改正するものであります。
	(2) 改正の内容であります、選挙運動用のビラの作成の公費
	負担額の上限を7円73銭から8円38銭に改め、ポスターの作成の
	公費負担額の上限を541円31銭から586円88銭に改めるもの
	であります。
	(3) 施行日であります、公布の日から施行するものであります。
	戻りまして、8ページをご覧ください。この改正は、東大和市議会
	議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の第8
	条中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、第11条中「541円
	31銭」を「586円88銭」に改めるものであります。附則といた
	しまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。また、
	改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その
	期日を告示される東大和市議会議員及び市長の選挙について適用し、
	施行の日の前日までにその期日を告示された東大和市議会議員及び
	市長の選挙については、なお従前の例による、とするものであります。
	9ページをご覧ください。こちらから10ページまでにかけて
	東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関す
	る条例の新旧対照表となっております。
	以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。
委員長（西永）	事務局からの説明が終わりました。
	ご質問等ございましたら、お願いいたします。
	全委員から「なし」の声あり

委員長（西永）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第２９号議案「東
	大和市議会議員及び市長の選挙における選挙費用の公費負担に関する
	条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決決定する
	ことにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	異議なしとのことですので、第２９号議案「東大和市議会議員及び
	市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す
	る条例について」は、原案のとおり可決決定といたします。
	続きまして、日程第６ 報告ですが、事務局から何かありましたら
	お願いします。
事務局長（一ツ木）	それでは、報告事項を申し上げます。
	資料に基づき、報告と今後の日程を伝える
事務局長（一ツ木）	以上で報告事項を終わります。
委員長（西永）	事務局から説明が終わりました。委員の皆様から何かございますで
	しょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（西永）	委員の皆様から特に無いようです。
	本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。
	以上で、令和８年第１０回東大和市選挙管理委員会を閉会いたしま
	す。
	お疲れ様でした。
	午前１０時３８分 閉会